

# 医療提供体制協議会設置要綱

令和6年9月6日保医第363号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 沖縄県における良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療提供体制協議会を設置する。

(構成)

**第2条** 医療提供体制協議会は、次に掲げる会合をもって構成する。

- (1) 県医療提供体制協議会
- (2) 地区医療提供体制協議会

**2** 前項第2号で規定する地区医療提供体制協議会は、二次医療圏ごとに設置し、その名称は次のとおりとする。

- (1) 北部地区医療提供体制協議会
- (2) 中部地区医療提供体制協議会
- (3) 南部地区医療提供体制協議会
- (4) 宮古地区医療提供体制協議会
- (5) 八重山地区医療提供体制協議会

## 第2章 県医療提供体制協議会

(県医療提供体制協議会の意見聴取事項)

**第3条** 県は、県医療提供体制協議会(以下「県協議会」という。)の構成員から、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 医療計画に関すること(医療法第30条の23第2項で規定する地域医療対策協議会において協議を行う事項を除く)。
- (2) 地域医療構想に関すること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金の都道府県計画に関すること。
- (4) その他、本県の医療提供体制の確保に必要な事項に関すること。

(県協議会の構成員)

**第4条** 県協議会の構成員は、次に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから20人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) 地域の医療関係団体
- (3) 特定機能病院
- (4) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関
- (5) その他保健医療介護部長が適当と認める者

2 構成員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(県協議会の議事進行)

**第 5 条** 県協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

(県協議会への関係者の出席)

**第 6 条** 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第 4 条第 1 項により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

**第 7 条** 県協議会に別表に掲げる部会を置く。

2 県は、部会の構成員から第 3 条第 1 号に掲げる事項について、意見を聴取する。

3 部会の構成員は、次に掲げる者のうちから、20 人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (2) 診療に関する学識経験者
- (2) その他保健医療介護部長が適当と認める者

4 部会の構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 部会に部会長 1 人を置き、部会長は部会の構成員の互選により定める。

6 部会の議事進行は、部会長が行う。

7 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

8 部会長又は部会長から指名を受けた者は県協議会に出席し、意見を述べるることができる。

(地区医療提供体制協議会代表者の出席)

**第 8 条** 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第 2 条第 1 項第 2 号の規定により設置する地区医療提供体制協議会の代

表者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(県協議会及び部会の開催通知等)

**第9条** 県協議会及び部会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

2 保健医療介護部長は、県協議会及び部会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 県協議会及び部会の日時及び場所
- (2) 県が意見を求める事項
- (3) 県が意見を求める事項の参考となる事項

### 第3章 地区医療提供体制協議会

(地区医療提供体制協議会の協議事項)

**第10条** 地区医療提供体制協議会(以下「地区協議会」という。)では、各二次医療圏内の医療提供体制に関して、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の沖縄県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- (2) 医療計画の推進に必要な取り組みに関すること。
- (3) その他、医療の推進に関すること。

(地区協議会の構成員)

**第11条** 地区協議会の構成員は、協議事項に応じて、次に掲げる者のうちから保健医療介護部長が招集する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 圏域内各市町村の職員
- (4) 医療保険者
- (5) 医療を受ける側を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員(県職員を除く)
- (7) その他保健医療介護部長が適当と認める者

(地区協議会の開催通知等)

**第12条** 地区協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

2 保健医療介護部長は、地区協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 地区協議会の日時及び場所
- (2) 協議事項

(3) 協議の参考となる事項

(地区協議会の議事進行等)

**第 13 条** 地区協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

**第 4 章 雑則**

(庶務)

**第 14 条** 県協議会及び地区協議会の運営に係る庶務は、保健医療介護部医療政策課において処理する。

2 部会の運営に係る庶務は、別表で掲げる担当課が処理する。

(補則)

**第 15 条** この要綱に定めるもののほか、県協議会、部会及び地区協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(がん対策及び周産期医療に関する意見聴取)

2 がん対策又は周産期医療に関して意見を聴取する必要がある場合は、沖縄県がん対策推進計画検討会及び沖縄県周産期保健医療協議会を第 7 条第 1 項で定める部会とみなし、同条第 2 項を適用する。

(沖縄県地域医療対策協議会設置要綱等の廃止)

3 沖縄県地域医療対策協議会設置要綱（平成 19 年 11 月 15 日要綱）及び沖縄県地域医療対策会議設置要綱（平成 29 年 5 月 11 日要綱）は廃止する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

**別表（第7条関係）**

部会名	担当課
糖尿病対策部会	医療政策課
精神疾患対策部会	地域保健課
救急医療部会	医療政策課
災害医療部会	医療政策課
小児医療部会	医療政策課
へき地医療部会	医療政策課
在宅医療部会	地域包括ケア推進課
新興感染症等医療部会	感染症対策課